



見つめ直そう！ わが家の耐震対策

昨年4月14日に熊本県熊本地方で起こった最大震度7の地震により、多くの家屋が倒壊しました。特に、益城町で全壊した家屋の中には、昭和56年以前に建てられた「旧耐震基準」の古い住宅が相当数含まれていたそうです。

本市では、そうした大規模地震に備え、安全なまちをつくるために、木造住宅の「耐震診断助成」や「耐震改修工事助成」、危険ブロック塀の「解体工事費用補助」など震災対策の支援を行っています。

木造住宅震災対策事業（昭和56年5月以前に建築した戸建て住宅が対象）

その1 住まいの耐震診断を行いましょ「木造住宅耐震診断助成事業」

専門家（耐震診断士）を派遣して、自宅の耐震診断を行います。

自己負担 8,300円（診断費用148,300円/戸 市負担140,000円/戸）

※床面積が200平方メートルを超える場合は、問い合わせください



その2 改修工事を行いましょ「木造住宅耐震改修工事助成事業」

補助対象 市の耐震診断助成事業で作成した改修計画に基づき耐震改修工事や建て替えを行う住宅（年度内に完成するものに限る）

①耐震改修工事補助

耐震改修工事費用の3分の1の額（限度額30万円）

②耐震改修工事促進補助

耐震改修工事内容により、次のイまたはロの額

イ 耐震改修 + それ以外の工事（10万円未満）⇒ 耐震改修費用の6分の1の額（限度額15万円）

ロ 耐震改修 + それ以外の工事（10万円以上）または建て替え

⇒ 耐震改修費用の18分の5の額（限度額25万円）

③住環境整備事業（①と併せて工事する場合のみ）

住環境整備工事〔耐震改修以外の工事〕（2万円以上）⇒ その費用の2分の1の額（限度額20万円）

危険ブロック塀等除却事業

道路沿いにある危険なブロック塀を除却しようとする場合に解体工事費用の一部を補助します。

- 対象**
- ①道路に面したブロック塀で、道路面からの高さが1メートル（擁壁上の塀は、0.6メートル）以上あること
 - ②危険と判定されたブロック塀など

ブロック塀実態調査

（市が行う調査で、AからEまでの5段階判定）

※D判定：補強または改修などの検討が望まれる

E判定：除去することが望まれる

D、E判定の場合

ブロック塀解体工事

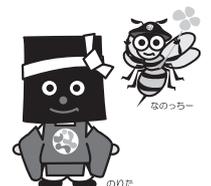
補助金額 除去面積1平方メートルあたり4千円（限度額15万円）

申込受付募集件数

- ・木造住宅耐震診断助成事業 33件
- ・木造住宅耐震改修工事助成事業 15件
- ・木造住宅耐震改修工事促進助成事業 15件
- ・住環境整備事業 15件
- ・危険ブロック塀等除却事業 5件

受付期間

受付期間は、6月1日（木）～平成30年1月31日（水）で、先着順です。



問・申込 定住促進課指導係 ☎355-8362